

兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務委託公募型プロポーザル実施要領

兵庫県こども家庭センターの児童虐待防止24時間ホットライン対応業務の委託について、次のとおり受託者を公募する。

1 事業の概要

(1) 業務名称 兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務

(2) 事業の目的

一貫して増加傾向にある児童虐待通告及び子育て相談等に迅速かつ適切に対応し、児童虐待等に関する通告や相談を24時間365日受け付ける体制を構築する。

(3) 業務内容

① 虐待通告に関する業務

② 児童相談に関する業務

③ 報告書の作成

(別添「兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務委託仕様書」のとおりに)

(4) 委託上限額

22,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(6) 実施場所

電話相談業務を実施する電話相談受付場所及び委託者と連絡を行う事務所については、日本国内に設置することとし、設置した事務所内において、業務従事者が集合して業務を行うこと。また、実施場所は相談者に関するプライバシーの保護が図られ、電話相談員が適切な対応を行えるよう、必要な設備(専用ブース、端末等)を確保すること。

ただし、天変地異・その他不測の事態による履行場所が使用できない事象が起こった場合は委託者と協議の上対応とする。

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、県は、契約金額以外の費用を負担しない。ただし、こども家庭センターの電話から受託者の設置する電話への転送にかかる通話料は、県が負担する。

2 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 兵庫県指名停止基準(平成6年6月16日制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)に規定する暴力団、暴力団員に該当しないこと。

(4) また、暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)に規定

する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 府県民税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

3 公募型プロポーザル実施各日程

(1) 実施要領等の配布開始 令和6年12月6日（金）

兵庫県ホームページに掲載

（ http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/r6_hotlineproposal.html ）

※上記WEBページからダウンロードすること。兵庫県中央こども家庭センターでの配布は行わない。

(2) 質問受付期限 令和6年12月13日（金）

(3) 質問に対する回答 令和6年12月24日（火）

(4) 企画提案書類提出期限 令和7年1月10日（金）

(5) 応募資格審査結果通知 令和7年1月22日（水）

(6) 審査会（プレゼンテーション）の開催 令和7年1月31日（金）

(7) 審査結果の通知 令和7年2月上旬予定

(8) 契約の締結 令和7年4月1日

4 企画提案書類の提出

(1) 提出期間 令和6年12月6日（金）から令和7年1月10日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所 本要領11に定める担当部署あて

(3) 提出方法 4（4）の企画提案書類を上記の期限内に持参または郵送（書留郵送）にて提出すること。なお、郵送による場合には、必ず期限内に必着させること。

(4) 企画提案書類

① 企画提案応募申請書（様式第1号）

② 提案者概要（様式第2号）

③ 企画提案書

④ 見積書

⑤ 法人登記簿謄本

提出の日において、発行日から3か月以内のもの。

⑥ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。

ア 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

イ 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※兵庫県税について、課税実績がない場合は、誓約書（様式第3号）

⑦ 財務諸表の写し

以下のアからオについて、直近3カ年（半期決算の場合は6期分）のものを提出すること。ただし、作成していないものがある場合は、作成されているもののみ提出することとし、提出漏れと区別するため、作成していないことを記入した書類を提出すること。（様式任意）

- ア 貸借対照表
- イ 損益計算書
- ウ キャッシュフロー計算書
- エ 株主資本等変動計算書
- オ 個別注記表

※ 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求められることがある。

※ 提案内容の変更等は、4（1）の期間内に限り可能とし、締切日以降の修正、撤回はできない。

（5）提出部数等

必要部数（正1部、副7部（コピー可））及び企画提案書類①～⑦を格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚を提出すること。

（6）質問の受付

① 受付期間

令和6年12月6日（金）から令和6年12月13日（金）まで（必着）

② 提出方法

質問票（様式第4号）に質問を記入し、本要領11に定める担当部署宛に電子メールで提出すること。その際の件名は、「兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務委託についての質問 事業者名」とする。

なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。

※電子メールの送信後、本要領11に定める担当部署に電話すること。

（土日祝を除く9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで）

③ 回答

質問及び回答の内容は、令和6年12月24日（火）までの間にホームページに掲載。

（ http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/r6_hotlineproposal.html ）

5 企画提案書類の作成方法

所定様式以外は原則A4版（縦）で作成すること。ただし、下記書類については次のとおりとする。

（1）企画提案書（様式任意・A4片面印刷）

- ① 企画提案書の枚数は20ページ以内とする。
- ② 企画提案書には、目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。
- ③ 本要領8（1）を踏まえ、コンセプトや具体的な実施内容、業務への取組方法な

ど、提案する内容とそれに付随する事項を盛り込んで作成すること。

・企画提案書には、次の項目について、必ず盛り込むこと。

(i) 本業務に対する考え方、実施方針

(ii) 提案のセールスポイント

(iii) 本業務の実施方法、手法等

(iv) 本業務にかかる実施体制・支援体制

(v) 同一業務(虐待通告や児童相談に係る相談ダイヤル業務)及び類似業務実績

(2) 見積書(様式任意)

① 見積書はA4版とし、1部を提出すること。

② 事業者の名称と「見積書在中」と記載した封筒に入れて封緘すること。

③ 宛先は「兵庫県中央こども家庭センター所長」、件名は「兵庫県児童虐待防止24時間ホットライン対応業務」とすること。

④ 見積書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

ア 見積年月日

イ 見積書の有効期限(令和7年4月30日以降の日付とすること)

ウ 事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先

エ 費用の内訳額及び総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額。なお、費用総額は、本実施要領に定める契約上限額までとする。

6 企画提案書類の要件及び取扱い

(1) 企画提案書類の要件

企画提案書類は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要。

① 本実施要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること。

② 記載事項に不備がないこと。

ア 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

イ 記載すべき事項が全て記載されていること。

ウ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 企画提案書類の取扱い

① 企画提案書類に記載された個人情報、審査を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはない。

② 提出された企画提案書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③ 県が提示する実施要領等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した企画提案書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

④ 県は、委託業務の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、企画提案書類の複製を作成することができるものとする。

⑤ 企画提案書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

7 応募資格審査の結果通知

応募資格審査の結果通知は、令和7年1月22日（水）までに郵送及び電子メールにより通知する。

8 審査概要

(1) 評価基準

次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

No	評価項目	評価基準	配点	
1	全体の評価	<業務の理解> ・委託業務の目的・内容を理解した提案となっているか	10	
2	実施体制	<従事者の配置・体制> ・業務を実施するための十分な人員が配置され、県及び関係機関と円滑に意思疎通が可能で、必要に応じて早急な対応が可能な体制が構築されているか	10	40
		<従事者の専門性> ・従事者が業務の遂行に必要な資格・専門的な知識・経験を有しているか	10	
		<報告体制> ・報告書の内容や送付先を確認する体制は適当か	10	
		<従事者の研修体制> ・従事者の専門性及び必要な資質確保のため、適切な指導・研修体制が構築されているか	10	
3	業務実績	<類似業務の受託実績> ・過去もしくは現在に類似業務を受託し、円滑に実施した実績を有しているか	10	
4	付加提案	<付加提案> ・本業務の効果的、安定的、継続的につながる提案が具体的に示されているか	15	
5	リスクマネジメント	<個人情報に対する考え方、緊急事態時の対応> ・個人情報の取扱いにかかる考え方は明確であり、情報漏洩防止のための対策や取組が具体的に示されているか ・緊急事態や不測の事態（未然の防止、発生後の対処及び再発防止を含む）を想定した取扱いや対応するための体制が検討され、具体的に示されているか	15	
6	見積金額	<見積り金額の妥当性> ・適正な価格設定となっているか	10	
合計			100	

【配点基準】

配点	極めて優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15点	12点	9点	6点	3点
10点	10点	8点	6点	4点	2点

(2) 審査会（プレゼンテーション）の実施

- ① 出席者は1事業者あたり3名までの出席とする。
- ② プレゼンテーションの説明時間は1事業者あたり30分以内とする。

(事業者からの説明：15分以内+質疑応答：15分以内)

- ③ プレゼンテーションは令和7年1月31日(金)実施予定。時間、場所等については別途通知する。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施すること。追加資料等は県が求める場合を除き不可とする。また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に県に相談すること。
- ⑤ 本業務に応募する者が1者であっても、プレゼンテーションを開催する。

(3) 評価方法

- ① 本企画提案の審査については、本業務の受託候補者に係る選定委員会において審査を行い、その意見を受けて、契約候補者を選定する。
- ② 選定委員は、企画提案書類及びプレゼンテーションについて評価基準に基づいて評価する。

9 審査決定後の契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と兵庫県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合は、次順位者を候補者とする。

10 応募にあたっての留意事項

(1) 審査の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し、若しくは委託候補者としての地位を取り消す場合がある。

- ① 審査手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件応募について不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- ③ 本件応募について不正な利益を得るために連合した場合
- ④ 企画提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- ⑥ 応募資格が満たないことが判明した場合
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が委託者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑧ その他この実施要項に規定する条件に違反した場合

(2) その他

① 応募の辞退

企画提案書類等を提出した後に辞退する場合は、「応募申請辞退届出書」(様式第5号)を提出すること。

② 応募等に係る費用負担

企画提案等応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

11 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

部 署 名	兵庫県中央こども家庭センター総務企画課（担当：林、前田）
所 在 地	〒673-0021 兵庫県明石市北王子町 13-5
電 話 番 号	078-923-9966
F A X	078-924-0033
電 子 メール ア ド レ ス	Chuuoukodomom@pref.hyogo.lg.jp